

選定療養費変更の お知らせ

当院では、他の医療機関からの紹介状なしで直接受診された場合、初診の患者様に対して、初診料とは別に「選定療養費」として一定金額をご負担していただいております。

令和2年4月1日より料金が下記のとおり変更致します。

令和2年3月31日まで
1,100円(税込)



令和2年4月1日から

3,300円(税込)

【選定療養費とは】

国が進めている病院と診療所の機能分担の推進を図るために定められた制度で、他の医療機関等からの紹介状なしに200床以上の病院において初診で受診した場合、初診料の他に各病院が定めた金額を徴収できるという定められた費用の事です。

○役割分担とは、患者様の身近にあって初期診療や健康管理を担うのが、かかりつけの診療所（クリニック）で、当院のような200床以上の病院は、高度な検査や入院治療を提供する医療機関として位置づけられております。

○紹介状は、当院とかかりつけの先生方とを結び、今までの治療経過を踏まえて、よりスムーズに安全で質の高い診療を行う上で必要となるものです。